

# 青森県報

第二千四百三十号

平成十七年  
一月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課)……………一  
 結核予防法による医療機関の指定……………(同)……………一  
 保安林の指定予定……………(林政課)……………一  
 右 同……………(同)……………二  
 右 同……………(同)……………二

### 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課)……………三  
 右 同……………(同)……………三  
 右 同……………(同)……………三  
 右 同……………(同)……………四  
 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課)……………四  
 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課)……………四  
 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所)……………四  
 右 同……………(八戸県土整備事務所)……………四  
 右 同……………(同)……………五  
 右 同……………(十和田県土整備事務所)……………五  
 正 誤……………(自然保護課)……………五

平成十六年十月二十九日号外第八十二号告示中……………

## 告 示

### 青森県告示第四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
くまざわ整形外科クリニック	黒石市野添町六四の三	平成一六・三・六

### 青森県告示第四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くまざわ整形外科クリニック	黒石市野添町六四の三	平成一七・一・七

### 青森県告示第四十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中里町大字尾別字小谷二七六の二二四から二七六の二二六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、「二四三、四二二

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び中里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡小泊村字山口二九六・三〇〇・三二五から三二八まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、「二九六地先・二九九地先・三〇〇地先・三二五地先・三二六地先・三二八地先（以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び小泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡東通村大字岩屋字赤坂沢一の

二 保安林の指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人駒ネットワーク十和田

三 代表者の氏名

小笠原 馨

四 主たる事務所の所在地

十和田市東二十四番町二八の五

五 定款に記載された目的

この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬牧場を活用した観光客誘致やアニマルセラピー、スポーツ、レクリエーション事業を行うことによつて、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県日本文化を伝承する会

三 代表者の氏名

前田 歌子

四 主たる事務所の所在地

青森市花園一丁目二五の八

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人々に対して、青森県及び国内にある伝統文化を広く人々に伝え、継承する事業を行うことによつて、日本文化の振興と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもりパークゴルフ協会

三 代表者の氏名

奥村 健

四 主たる事務所の所在地

青森市桂木三丁目一五の二四

五 定款に記載された目的

この法人は、新たなコミュニティスポーツであるパークゴルフの普及・振興を図り、県民が健康で生き甲斐のもてる生活ができる社会の構築を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年一月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人十和田馬主協会
- 三 代表者の氏名  
佐々木 敏雄
- 四 主たる事務所の所在地  
十和田市大字藤島字藤島六〇の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬の飼育と愛護に関する普及啓発、馬文化の普及啓発に関する事業などを行うことによつて、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
大鰐地域交流センター「鰐comer」	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一の外	公衆浴場及び集会場	平成一七・一・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を平成十七年一月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤建業
- 二 代表者の氏名 千葉 昇
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水五六五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一八五〇号
- 五 取消年月日 平成十六年十二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成十六年十二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤工務店
- 二 代表者の氏名 工藤 康夫
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字元木平三二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一三三二八号
- 五 取消年月日 平成十六年十二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山口電気通信
- 二 氏名 山口 貞一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字山口字山口二七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第四九二八号
- 五 取消年月日 平成十六年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東信興業株式会社
- 二 代表者の氏名 小笠原 良
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字稻吉二二の五七六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第七三二七号
- 五 取消年月日 平成十六年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、管、塗装、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年十二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

自然保護課

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
平成十六年十二月二十八日 号外第八二二号	告 示	第六五八号	四	下	二	葛川	葛川
			三	上	五		

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一錢